

議会運営委員会記録

1 日 時 平成29年 5月 2日 (火曜日)

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前10時15分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 舍 川 智 也

// 江 西 照 康

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	赤 星 ゆかり
//	尾 上 一 彦
//	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	金井 沙織

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に成田委員、横野委員を指名いたします。
なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、大きな協議事項の1番目、議会運営に関する申合せ事項についてであります。このことについて、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料「議会運営に関する申合せ事項」について説明〕

委員長 ただいまの説明のとおりでありますので、御承知おき願います。
この際、ほかに何か御意見はありませんか。

柞山委員 今の話以外でいいのでしょうか。

委員長 はい。

柞山委員 少し御協議を賜りたいことを申し上げます。ここに一今、3ページを開いておられますね。そこの一番上の欄の一番下に「特別の事情がない限り、所属委員会の議案質疑は行わない」と記載してあります。これが残っているわけでした、実は、昨年11月から、一般質問については、自分の所属している委員会の質問はしないという申合せ事項を撤廃しました。そして、11月から施行しているわけですが、この3月議会でもあったように聞いておりますけれども、一般質問には一括質問一括答弁方式と一問一答方式があるわけでありましたが、とりわけ一問一答方式の場合、この所属委員会のことがあると、せっかく一般質問をしてもいいと言っているのに、ここで議案質疑はだめだという記載があることで、申合せ事項に抵触する。この際、これを撤廃してほしいと。そうしないと、統制がとれない。もう一つは、へ理屈であります、臨時会、あるいは追加議案への質疑をしようとしたときに、所属委員会のこのことがあると、1人会派の人が質疑できないこととなります。一般質問ではなくて、議案の質疑を通告しても質問をできないということになり

ますので、この際、その2点を鑑みたときに、運営上も支障を来すので、この申合せ事項は撤廃されたほうがいいのではないかと、そのことを御協議賜りたいと思っております。いかがでしょうか。

村石委員　今の御意見に100%賛成です。なぜかという、議員は住民の代表であるわけで、その議員が住民の声を議会で自由に発言をする、あるいは、質問をする。そのことが認められるということは、非常にいいことだと思いますので、賛成です。それと、やはり今言われたように、少数会派にも配慮して、少数会派の皆さんについても、一般質問や議案の質疑ができるという意味でも、本当にいい内容ですので賛成です。

江西委員　すみません、同じ会派からこのようなことを言って申しわけないのですが、私は反対です。議案質疑となると、例えば前回、3月定例会の議案でしたら、年間の予算が全部入ってくるものですから、どこかで抵触してしまうというおそれは当然あったかと思うのですが、そうでないところで所属委員会の議案の質疑が入るとなると……。本来、その委員会で合理的に進めるべきであると思うのです。委員会で本来質疑をする

べき内容が、効率的に進めるべき定例会の中でも出てくるということについて、私はこの4カ月の経験で、どうかというふうに思ったわけです。議長の判断と言いますか、私の場合は常に金厚前副議長だったわけですけれども、私がちょっと逸脱しようかというときには、その都度注意も入りましたし、そういった形での統制といたしますか、機能は働いていると思いますので、やはり議案に絡むもの本体については、年間の予算とか、これはもう本当にがんじがらめになるような定例会は別にしまして、通常の定例会においては、やはり私はどうかというふうに思うわけですが……。

佐藤委員

江西委員のお話の趣旨もよくわかるわけですが、公明党といたしましては、これまでの経緯もあるわけですけれども、ここにも「特別の事情がない限り」という文言があります。昨年、一般質問については、この議会運営委員会で新人の方が増えたということも加味して、やはり私どもも1年生を経験してきたわけで、あまり自由な発言を阻止するような、そういったことはあってはいけないということで、良識の範囲で今まさに、江西委員がおっしゃるとおりですね、質疑等については、所管の委員会に

付託をされているというのが議会のあり方ですので、そういった意味では、良識の範囲で、そこはしっかりやっていこうという趣旨で、一般質問については申合せ事項から外した経緯もございます。その中で、これがまだ残っていたということを私も認識しまして、議案の質疑について外しても、同じように各会派等の責任のもとで質問についても事前にいろいろと協議をしていただきたいと。一般質問—一括質問—一括答弁方式でも—問—答方式でも、やむを得ず、そこに絡んでくるような内容にせざるを得ないことも現実にあるものですから、あまり足かせにならずに、また今後の状況を見て、あまりにひどく逸脱していくようなことになれば、この趣旨にそぐわないようなことになれば、また委員会で協議をするということで、自民党会派さんが主張されて、社民党さんも理解を示されたので、私もこの際、この文言は1回削除して、良識に任せた運営ということでやってみてはどうかというふうに思っております。

委員長

そのほか、ありませんか。

村家委員

やはり一度会派に持ち帰ってはいかがでしょうか。今、唐突に出た話で、自民党会派

でもちょっと意見が割れているものですから。個人個人の意見がありますので、ここで結論を出さずに、次回に持ち越すということはどうでしょうか。

村石委員

補足します。持ち帰られるようにするのであればそれでいいのですけれども、ただ、一般質問での議案質疑と委員会での議案審議については、基本的には今までの申合せ事項では、重複一同じような質問を本会議でやって、委員会で同じような質問をしても、答えが変わらないわけなので、違った切り口で質問をするとか、もっと詳細に質問をするとか、関連して委員会でも質問できるわけです。本会議で質問したから委員会で審議できないとか、そういうことにはならないと思うので、その辺もまた考えていただきたいと思います。

柞山委員

もともとこの議案の質疑を、自分の所属する委員会のものをしてはいけないというものの原因は、委員会でできるのに、本会議でもやるということになると、委員会が形骸化してしまうということなので、委員会で質疑できることは、委員会でまず重きを置いていただくと。ただ、一般質問では、今ほど佐藤委員も言われましたけれど、特

に一問一答方式の場合は大体切り口で、そこから触れて入っていくというパターンが多いのですね。そうすると、当然最後は市長に聞くわけで、市政の大きな課題について触れていく入口ということであれば、このことがまたひっかかって、内容に触れていけないということもあります。それからもう一つは、今回、新人議員さんもかなりおられるわけで、これは各会派で運用はしっかりやってもらいたいわけではありますが、さりとて、それがあからとって、質問をさせないようなことになっては、これも困るということで、一旦リセットして、それぞれの会派で、先輩がおられるところについては、しっかりと委員会で質問できることについては委員会でしてもらおう。本会議でどうしても聞かなくてはいけないものについては、このことに抵触しないように撤廃するという事で、各自、議員の資質を高めてほしいなというふうに思います。うちの会派から意見が出ましたので、少し協議をさせていただきますが、趣旨を理解していただきたいというふうに思っております。これまでの経過を踏まえて、少し、皆さんの自由闊達な意見を述べていただく機会にしていきたい。ただ、だからといって同じことを本会議で何度も何度も聞くの

はいかがかというふうに思っておりますので、その点には配慮をお願いいたします。

委員長 ほかに意見はないようですので、今ほどの話に関しましては、今度の議会運営委員会は5月26日に予定をしておりますので、それまでに各会派である程度の意見を取りまとめていただいて、26日に御披露いただきたいと思います。26日でしたよね。

議事調査課長 6月5日が開会日の2日目になりますので……。

横野委員 6月定例会が近いので、今のこの話は早めにしておかないと、質問の原稿にも……。だから26日では遅いのではないのでしょうか。

柞山委員 通告期限の前にしないとだめでしょう。

横野委員 通告は1週間前だから……。

委員長 今、事務局は6月だと言いましたが。

村石委員 議案説明会の日になればいいと思います。

議事調査課長 次回の議会運営委員会は、6月5日ですけ

れども……。

柞山委員 その先にしないといけないでしょう。

高田委員 これだけ先にやってしまわないと。

村石委員 議案説明会の日に開催されたら……

横野委員 議案説明会が終わった後に開けないでしようか。

委員長 わかりました。それでは、再度、日を設定しますので、それまでに、各会派で意見を取りまとめていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、大きな協議事項の2番目、6月定例会の運営についてであります。

初めに、6月定例会については、市長から、6月2日（金曜日）に招集いたしたいとの申し出がありましたので、御承知おき願います。

次に、議案説明会については、5月26日（金曜日）に開催となりますので、御承知おきください。

また、議案書は、5月30日（火曜日）に会派控室に配付されます。

それでは、1つ目の6月定例会の会期及び

審議日程についての協議に入ります。
まず、審議日程についてであります、
今6月定例会についても、多くの議員さんが一般質問されることが想定されます。
このことを踏まえ、私のほうから、日程についての案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、申し上げます。
6月2日提案理由説明、6月5日議案調査日、6月6日議案調査日、6月7日議案調査日、6月8日一般質問、6月9日一般質問、6月12日一般質問、6月13日一般質問、これは予備日としております。多くの質問者が出た場合の予備日としておりますので、質問者数が少ないようでしたら、この予備日は議案調査日になります。6月14日常任委員会、6月15日常任委員会、6月16日常任委員会、6月19日常任委員会、6月20日討論・採決、日程については、以上でございます。
したがって、会期は、6月2日から6月20日まで、19日間となりますが、会期及び審議日程については、以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、2つ目の一般質問及び議案質疑についてであります。質問要旨の通告は、開会日、6月2日（金曜日）の午後5時までとなりますので、よろしくお願いいたします。

一般質問の質問時間については、先ほどの説明にもありましたとおり、議会改革検討調査会の協議結果が出ていない現段階では、答弁を含め、「一人年間90分以内」となりますが、申し出により、30分、45分、60分の質問時間を選択することができます。

選択した時間未満で、質問を終了した場合も、選択した質問時間は、使用したものとみなすこととなります。

また、今定例会における一般質問の発言順序について、所属議員数が同じ会派については、各会派間で御協議の上、5月10日（水曜日）の正午までに、事務局までに御報告願います。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割振りについては、6月5日（月曜日）に開催いたします議会運営委員会において、

決定したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので、御承知おき願います。

次に、3つ目の請願・陳情につきましては、開会日の午後5時までには受理したものを、今定例会に提出することになっておりますので、今回は、6月2日（金曜日）の午後5時までとなります。

提出されました、請願・陳情につきましては、6月5日（月曜日）の議会運営委員会において、一括して報告いたします。

次に、4つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、申合せにより、一般質問最終日の前日の午後5時までが提出期限となっておりますが、今定例会においては、一般質問の予備日を設けていることから、今回は、一般質問3日目の前日の午後5時までを提出期限とさせていただき、6月9日（金曜日）の午後5時までとしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、6月5日（月曜日）午前10時から開会いたしますので、

よろしくお願いいたします。

〔「その前に」と呼ぶ者あり〕

委員長

その前に開催する、所属委員会の議案質疑についての各会派での協議結果をお聞きするための議会運営委員会については、改めて日程を案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。